

◆ PARKING NOW ◆

□ 高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準の改定

国土交通省

施設管理者関係団体の一員として、一般社団法人全日本駐車協会が参加して進められてきた、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計のあり方検討委員会」の検討結果を踏まえて、去る7月31日、国土交通省住宅局は標記建築設計標準の改訂版を発表いたしました。

本設計標準は主に建物や施設の建築主や設計者等にバリアフリー設計の考え方や基準の適用方法を示す一方、優良な設計事例などを紹介するなど設計ガイドラインとして作成されております。

平成19年の前回改定から5年経過し、この間に蓄積された新たな見地からの提言や知見を反映させ、カラー写真や図解など表現の充実や先進的な事例を積極的に紹介するなどの適切な改定・追加が施された内容となっております。

また、これまで触れられていなかった「床の滑り」についての評価指標を加えたことや多機能便房の普及・利用集中が原因で車いす使用者の利用が制限される状況に対応して、専用便房（車いす・乳幼児連れ・オストメイト用）などを設置して、分散利用を図る際の設計の考え方、東日本大震災の応急仮設住宅における敷地内通路や集会所のバリアフリー化の取り組み事例などの新たな記述や紹介が行われております。

駐車場関連で主な改定内容は以下の通りです。

○駐車場の設計標準（表示）

留意点：車いす使用者である旨の表示

- ・不適正利用に対する警告的効果も兼ねて、標識は目立つものとする
ことが望ましい。
- ・一般スペースと区別がつきやすくし、また不適正利用の抑止を図る
ために表面への国際シンボルマークの塗装は、青色の地に白色のマ
ーク等、目立つものとする
ことが望ましい。

（国際シンボルマーク→）



※詳しくは、パンフレット「障害者等用駐車場の適正利用のために」（国土交通省総合政策局）及びホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/000143891.pdf>）をご参照ください。

留意点：駐車場適正利用の取り組み

- ・車いす使用者用駐車施設の適正利用に向け、一部の地方公共団体で導入されている制度として「パーキングパーミット制度※」がある他、商業施設・病院等では、車いす使用者用駐車施設の入口に専用ゲートを設け、対象者以外の利用防止に努めている例がある。

※パーキングパーミット制度

車いす使用者用駐車スペースを利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に申請に基づき、地域の協力施設で共通に利用できる「利用証」を交付する制度。「利用証」により駐車車両を識別し、不適正な駐車を抑止することを目的とします。

利用証交付者は地方自治体により異なりますが、車いす利用の身障者に加え、高齢者、難病患者、妊婦、けが人等が含まれるケースが多いようです。

実施には地方公共団体の公的な制度として、条例化する必要があります。また、効果をあげるには、登録した地域の施設管理者の協力が欠かせません。

本制度は平成24年4月1日現在、全国26の府県で導入されており、併せて、それぞれの「利用証」により県境を越えて、相互利用がなされております。

改定された「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の全容につきましては、国土交通省（住宅局）のホームページ（以下のアドレス）をご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/barrier-free.files/guideline12.pdf>

（開けない場合は一旦、ファイルに保存した後、再度お開きください。）

お問合せ先：国土交通省住宅局建築指導課 電話：03-5253-8111（内線39-545）

以 上